

個人対個人の間の訴訟における法創造機能の具体例

裁判での法創造のポイント	事案概要	理由
<p>女子大学生の交通事故死での損害を決める際に、従来と異なり女子労働者の平均賃金によらず、現実の収入可能性があったことに着目して、男性並に近づけさせた事案。(具体的には、全労働者の平均賃金を基準にすべきとした。)(大阪高裁平 9.5.29)</p>	<p>19歳の女性が横断歩道を青信号中自転車で走行中に、信号無視の自動車にひかれ、数日後に死亡した。 未就労とはいえ、卒業後建築士等として就職する蓋然性が高い。 損害の男女差に親が反対。</p>	<p>被害者の経歴、生活歴、意欲、能力、家族環境、就労可能期間等の諸事情から、被害者は建築士等の専門職として働くことが十分に予測され、現に同級生の多くが就職して男子とそれほど変わらない収入を得ているので、賃金センサスの男女別賃金による女子労働者の平均賃金をそのまま採用することは適当でない。 他方、現に存在する男女間の賃金格差を全く無視して男子の場合と同一に評価するのも現実性を欠く。</p>
<p>年少女子(当時11歳)の交通事故死での損害を決める際に、女子労働者に限らず、全労働者の平均賃金をもとにすべきとした事例。(東京高裁平 13.8.20)</p>	<p>信号機のない交差点を横断した女子が自動車に轢かれて死亡した。</p>	<p>現実の男女の平均賃金格差は、本来有する労働能力の男女差に由来するのではなく、出産育児を含む家事労働の関係で、労働時間、職務内容が制約された状態にある者の割合が、男性に比べて高い状況にあることが主要な原因である。 しかも、年少者の場合、今後の法制度、社会慣行、近時の動向を考えると、将来の就労可能性の幅に男女差はもはや存在しないに等しいから、現に職に就いている者の賃金の平均値に男女差があることが、個々の年少者の将来得られる収入の蓋然性に必然的に結びつくものではない。 性別以外にも知能の差、親の経済的能力の差、その他の属性が将来の所得格差をもたらす。これら他の属性を全て無視して統計の得られやすい性別という属性のみを取り上げることは、性別による合理的な理由のない差別である。</p>
<p>家屋の賃貸借契約で、賃料の一部不払いがあっても、賃貸借関係の基調である貸手・借手間の信頼関係を破壊するに至る程度の不誠意があると断定することはできない場合、解除権の行使を信義則に反し許されないとした事例。(最高裁昭 39.7.28)</p>	<p>貸主が統制家賃を超える賃料値上げを請求した。 これに借主が応じず、一部供託したが、賃料の一部(約3ヶ月分)の支払いを遅らせていた。 他方、その約10倍の家屋修繕費を立て替えていた。</p>	<p>借主が賃料不払いをした場合に、貸主が一定期間内に支払いをするよう要求して、その期間内に支払いが無いときに賃貸借を解除できるようにしている。 その理由は、通常、このような場合借主に賃料支払い義務履行の誠意が認められず、貸主の借主に対する信頼が裏切られるから、相互の信頼関係を基調とする賃貸借関係を貸主側に強いる結果となるのが酷であることによる。 したがって、催告期間内に延滞賃料が支払われなかった場合でも、賃借人に賃貸借の基調である相互の信頼関係を破壊するに至る程度の不誠意が認められ</p>

		ないときは、賃貸借解除権の行使をすることは、信義則に反し許されない。
家屋の借主である内縁の夫死亡後に、内縁の妻が借家への居住権を主張できるとした事例。(最高裁昭 42.2.21)	内縁の夫婦とその間の子が同居していた。 借主の内縁の夫が死亡し、内縁の妻が明け渡しを要求された事案。	内縁の妻は、その子が内縁の夫の相続人として承継した賃借権を援用して、当該家屋に居住する権利を主張できるとした。 事実婚が増加しており、その保護が必要である。
不法行為を理由とする損害賠償請求においては、不法行為を是正するために訴訟を必要とした場合の弁護士報酬を損害として認めた事例。(大審院昭 11.2.28)	抵当権登記を設定しないとの承諾に反する抵当権登記を抹消するために弁護士に訴訟を委任して勝訴した。その弁護士報酬を別訴で請求した。	抵当権設定をしないとの承諾に反する登記は不法行為であることが明白であり、その抹消を求めるために訴訟代理を弁護士に委任し報酬を支払ったことは、民事訴訟費用法所定の費用以外になお費用を支出することがやむなきに至ったものであり、不法行為によって生じた損害であることが明らかである。
有責配偶者からの離婚請求を認めなかった事例。(最高裁昭 27.2.19)	不貞をし、妻と暮らす意思のない夫が「婚姻継続しがたい」と離婚訴訟を提起したが認められなかった。	婚姻関係を継続しがたい理由が、夫に情婦がいるためである場合には、その情婦との関係を解消し、良き夫として妻のもとに帰るならば、夫婦円満継続できるはずである。夫が情婦を持ち、そのため妻と同棲できないことで離婚請求が認められるとすれば、妻は踏んだり蹴ったりであり、法はこのような不徳義勝手気まますを許さない。
有責配偶者からの離婚請求であっても、相当長期間の別居をしており、未成年の子がないこと、相手方配偶者に過酷で無いなど、著しく社会正義に反するといえる特段の事情がない限り、有責配偶者という一事のみで許されないとはいえないとした事例。(最高裁昭 62.9.2)	夫の不貞により別居に至ったが、別居が35年以上になり、妻は経済的自立をしており、未成年の子がいなかった。	有責配偶者からされた離婚請求であっても、夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、その間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により精神的、社会的、経済的に極めて過酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが、著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限り、当該請求は、有責配偶者からの請求であるとの一事をもって許されないとすることはできない。